

---

---

## Quickけあミニ(モニター版) ソフトウェア使用許諾契約書

### 【前文】

本ソフトウェアは、使用許諾されたもので、譲渡されたものではありません。  
本ソフトウェアを使用される前に下記の使用許諾契約書をよくお読み頂きお客様のご同意を前提条件として使用許諾いたします。

本ソフトウェアを使用された場合には下記の使用許諾契約条件にご同意頂いたものとします。  
万一、本契約条項にご同意頂けない場合は、本ソフトウェアのご使用はできませんので、ご了承下さい。

本契約書はモニター版(無償版)のみに適用します。有償版の使用許諾契約書は別途定めます。

### 【ソフトウェア使用許諾契約書】

#### 第1条(使用許諾)

- お客様は本契約への同意を前提に本ソフトウェアを使用することができます。
- お客様は本契約書の添付を条件に本ソフトウェアを第三者に対し無償で配布することができます。

#### 第2条(本ソフトウェアに関する権利)

本ソフトウェアの著作権、無体財産権及び所有権は当社に帰属します。  
お客様は、使用することができるだけで、弊社の権利及び第三者への再使用許諾権を得るものではありません。

#### 第3条(禁止事項)

- お客様は、以下の行為を行わないものとします。
- 本ソフトウェアの改変あるいはリバースエンジニアリング。
  - 本ソフトウェアの再使用許諾。
  - 本ソフトウェアの販売、営利目的での配布。

#### 第4条(保証範囲)

本ソフトウェアは、お客様の責任にてご使用頂くものです。  
本ソフトウェアは、お客様の装置にて使用されることを前提として提供されます。  
適用される法規により許される限りにおいて、当社及びその供給者は、商品性に関する黙示の担保責任、特定目的への適合性、および非侵害を含め、明示、黙示を問わず、何らの保証をするものではありません。

適用される法規により許される限りにおいて、当社及びその供給者は、本ソフトウェアの使用、若しくは使用不能に起因して生じた、事業上の利益の損失、事業上の障害、事業上の情報の消失による損害、その他の金銭的な損害を含め、いかなる特定の偶発的、間接的若しくは派生的損害についても、責任を負いません。  
例え、当社がそれらの損害発生の可能性について知らされていた場合も同様です。  
法規若しくは裁判所の判断により、上記の派生的、偶発的損害についての責任の除外若しくは制限が許されない場合、上記制限はお客様に適用されません。

#### 第5条(サポート)

本ソフトウェアは、モニター版(無償版)であるため、サポート対象外となります。  
本ソフトウェアは、モニター版(無償版)であるため、一部の機能制限ないし使用機能制限を設ける場合があります。

#### 第6条(契約の解除)

お客様が本契約に違反した場合、弊社は催告の上、本使用許諾を解除します。

株式会社ファティマ

---

---